

媒体名	物流ニッポン
掲載日	2021.11.19
掲載面	1面

積載制限緩和

車幅1.2倍まで申請不要

来年5月 許可手続き負担減

警察庁は、自動車の積載制限を緩和し、幅及び長さをそれぞれ車両の1・2倍まではみ出すことについて認める方針を固めた。道路交通法の関係政令改正として2022年5月13日に施行予定。車幅に関しては積載量10トンクラスの大型トラック（2・5辻）では左右の合計50辻のはみ出しまで制限外積載許可が必要になる。住宅関係団体の要望を踏まえた措置。緩和に当たって走行実験が行われているものの、公道走行での安全確保が懸念される。

（田中信也）

住宅関係団体の要望受け

15日公表した道交法の関係政令改正案で、自動車の積載制限について、積載物の長さを現行の車長の1・1倍を超えてみ出すことは禁止する。

1倍を1・2倍に、幅についても車幅の1・2倍までだったのを車幅の1・2倍まで緩和

する」ことを規定。なお、幅に関する警察署に制限外積載許可の申請が必要で、許可を受けると長さが車長の1・1倍を超えてみ出すことは禁じる。

分割不可能で、かつ道交

法上の制限値を超える積載物を運ぶ場合、出発地を所

管する警察署に制限外積載許可の申請が必要で、許可を受けると長さが車長の1・1倍を超えてみ出すことは禁じる。

車幅は1・0辻ま

で緩和される。今回の緩和によつて、10トントラックで

は長さ2・4辻、幅50辻ま

でみ出せるようになら

うに緩和される。

（交通局）と回答。

要望を踏まえ、2020

ではみ出しが申請が不要になる。

本紙の取材に対し、警察

庁は「物流に関する住宅

業界から「物流業界でドラ

イバーの高齢化などに伴う

人手不足、長時間労働が問

題となつており、労働時間

の削減や需要に応じた輸送

計画の柔軟な見直しの必要

性が高まっている中、これ

らの取り組みの実施に當た

つて、制限外積載許可の手

続きが業務の負担となつて

いる」として、制限の見直

しを求める要望があつた」

（交通局）と回答。

要望を踏まえ、2020

が

必要で、かつ多くの書類

となどが確認された範囲で緩和した」と、制限値の根拠を説明した。

生産団体連合会（芳井敬一）は、長さ積載物が前後どちらかでも車両の長さの10分の1（1・1倍）を超えてみ出すケースについては「走行実験で周囲の交通に支障が生じた場合があったため認めなかつた」として

たが、制限外積載許可是19年2月の取扱要領改正により、許定期間が原則3ヶ月以内から1年以内に延長され、提出する書類も簡素化が図られていた。

一方、「走行安定性が確

がないことを確認できない場合があつた

ため認めなかつた」として

いた。

一方、「走行安定性が確

保された」としているもの

は予期しない障害物が存在

する恐れのある公道での走

行では「想定外の状況」も

あり得る。このため、トラ

ック業界関係者からは安全

性を懸念する声も上がつて

いる。

アルミサッシなど住宅用

の建具、建材の輸送に関し、

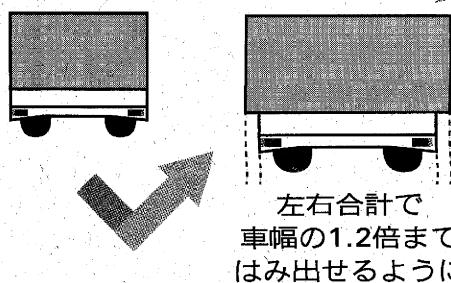
住宅機器メーカーは、原則

3カ月ごとに同内容の申請

が必要で、かつ多くの書類

周囲の交通に影響のない範囲で緩和

現行は、はみ出す際に制限外積載許可が必要



左右いずれかで1.1倍を超えてはならない

左右合計で車幅の1.2倍まではみ出せるように